

通知書

前略

当職らは、板橋区議会議員の松崎参（以下、通知人といいます）の代理人として、元板橋区職員であった阿部宣男殿（以下、阿部殿といいます）の代理人である貴職に対し、次の通り通知します。

- 1、本年3月25日、インターネットでニュースを配信する日経ビジネスONLINEは、「ホテルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！」との見出しで吉野次郎記者の記事を配信しました。

この記事は、3月末に板橋区立「ホテル生態環境館」が閉館すること、今年1月板橋区は「累代飼育はされておらず外部から成虫を持ち込んでいた」とする報告書を公表したことを述べた上で、真実を知る施設の元館長A氏が取材に応じたとして、その内容を報じています。

- 2、A氏は取材に応じて、次のように述べています。

「・・・大熊町の被災者は板橋区のホテルを『希望の光』と思ってくれていた。それがホテル生態館の跡地利用に絡む利権政治によって、失われてしまった」

「ホテル生態環境館を取り毀し、跡地に介護老人ホームの建設を目論む会社が板橋区内にある。その会社社長が、区議会議員Kのスポンサーで、そのK議員の手下にM議員がいる。そして、M議員が所属する政党の系列の病院が介護老人ホームを運営したがっている。跡地に絡む利権を獲得したいK議員とM議員が、私を悪者に仕立て上げて、ホテル生態環境館を廃止に追い込もうと動いた」「・・・またM議員を名誉毀損で訴えた。私を陥れた人たちをやっつけるまで、私はへこたれませんよ」

- 3、ここでA氏が阿部殿であることは、板橋区から昨年3月に懲戒免職処分を受けた等との内容からも明らかですし、2015年2月6日、吉野記者が阿部殿に取材した上で記事を書いたと当職らに回答していることから特定されています。

そして、阿部殿が語るM議員が名誉毀損で訴えた相手として特定されていることからMを頭文字とする通知人であることは容易に分かることです。

- 4、この記事となった阿部殿の発言は、ホテル館の閉鎖が跡地利用の利権を獲得したいM議員と手下の通知人が阿部殿を悪者に仕立てて廃館に追い込もうと動いた、等と全くの虚偽の事実を述べて通知人の名誉を著しく毀損する許しがたいものとなっています。

阿部殿が日経ビジネスの記者の取材に応じて、このような発言をされたのですから、不特定多数の人にその発言が記事となって伝わることを当然認識認容してなされたもので悪質性は極めて高いと言わざるを得ません。

日経ビジネスの2015年3月25日付の記事は、現在でもインターネットで容易に閲覧可能となっています。

通知人は、板橋区議会議員の職にあり、利権政治の排除を大きな使命として政治活動に取り組んできています。

その通知人に対し、利権を獲得したいから阿部殿を悪者に仕立ててホテル館廃止に動いた、

等とする発言は、極めて重大で深刻な名誉毀損であり、その蒙った精神的苦痛はあえて金銭的評価をするなら金500万円を下るものではありません。

5、通知人は阿部殿に対し

- ①発言の撤回
- ②謝罪
- ③金500万円の慰謝料の支払いを求めます。

本書面到達後、2週間以内に阿部殿の対応を書面で当職ら宛、ご回答下さるよう宜しくお願い致します。

なお、別途、普通郵便で日経ビジネスONLINEの記事のコピーをお送りします。

草々

2015年7月27日

〒160-0004
新宿区四谷1-18-6
四谷プラザビル4F
いずみ橋法律事務所
弁護士 渡邊 彰 悟 殿

〒171-0021
東京都豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階
城北法律事務所
TEL 03-3988-4866
FAX 03-3986-9018
弁護士 阿部 哲 二
弁護士 平松 真二郎
弁護士 湯山 花 苗